

WEEE (ウィー) & RoHS (ローズ) 指令 (1/2)



欧州連合 (EU) では、電気電子機器の廃棄物が年間600万トン (約20kg/人/年間) 程度有り、その量は毎年5%程度ずつ増加し続けています。このうち90%はそのまま埋め立て又は焼却されています。このため埋立地ではこれらが原因となる鉛が40%、焼却施設の鉛が50%に及んでいることから、社会的な問題になっています。そこで、企業には電気電子機器のリサイクルを義務付け (WEEE指令)、特定化学物質の使用禁止を定める指令 (RoHS指令) が2003年2月に公布されました。

WEEE&RoHS 指令により、2006年7月から電化製品をEUに輸出する際には、製品中に有害物質を含まないようにする必要があります。これに関連する日本の電気電子機器メーカー、メーカーと取引のある部品、素材メーカーにとっては、輸出が規制される重要な指令となります。そのため各企業は、有害物質を使わないグリーン調達に取り組みに拍車が掛かっています。特に、サプライチェーンを適切に管理して調達段階から、有害物質の含有状況を把握できることが重要になります。

1. WEEE 指令 (Waste electrical and electronic equipment) 廃電気電子機器指令

目的：①廃電気電子機器の発生予防が最優先

②廃棄物の処分を減らす為に再使用、リサイクル、及びほかの方法による再生

③電気電子機器のライフサイクルにかかわる生産者、流通業者および消費者の環境パフォーマンスの改善

適用範囲：日本の家電リサイクル法の対象項目は、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機の5品目ですが、WEEEの対象項目は広範囲となっています。

	カテゴリー	対象商品
1	大型家庭用電気製品	冷蔵庫・洗濯機・電気コンロ・電子レンジ・エアコンなど
2	小型家庭用電気製品	電気掃除機・アイロン・ヘアードライヤーなど
3	IT および遠隔通信機器	パソコン・プリンター・コピー機・ファクス・電話など
4	民生用機器	ラジオ・テレビ・ビデオ・オーディオアンプ・楽器など
5	照明装置	蛍光灯・放電灯・高圧ナトリウムランプなど
6	電動工具	ドリル・のこぎり・ミシン・研磨盤・溶接機など
7	玩具	携帯型ビデオゲーム・ビデオゲーム機など
8	医療用器具	放射線医療機器・心電図測定器・透析機器など
9	監視および制御機器	煙検知器・熱制御機・家庭用または研究用測定機器など
10	自動販売機	ホットドリンク販売機・瓶/缶用自動販売機など

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

①環境管理に伴う調査・測定・化学分析

②ダイオキシン類に係る濃度量証明

③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定

④水道法第 20 条に基づく水質検査

⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定

⑦トータルサニテーション管理

⑧委託試験・研究・開発



